

- 1 会員は委託者の信頼に応え、設備設計事務所の構成員として、資質才能を充分に生かし、責務を果たさなければならない。
- 2 会員は、委託者から適切な報酬を受け、委託者以外のものいかなる利益供与も受けてはならない。
- 3 会員は常に知識と経験を傾斜し、先進的な技術をもって社会に貢献するようつとめなければならない。
- 4 会員は常に人格の向上、研学に努め、会員相互は友愛をもって遇し、他の設計の名声を傷つけてはならない。
- 5 会員は施工者に対し、公正な態度でのぞみ、行き届いた工事管理をしなければならない。

